

## 四日市港における停泊基準について

四日市港における危険物積載船等の航行の安全を確保するとともに、港内の整頓を図るため、港則法第5条第3項及び第22条の規定に準拠し、また、海上保安協会四日市支部港内航行安全対策委員会四日市港出入港船舶自主安全措置基準を考慮し、下記のとおり停泊基準を定める。

平成20年7月7日

四 日 市 港 長

### 記

#### 1 総 則

この基準は、四日市港内又は港の境界付近に停泊する危険物積載船等の停泊方法、停泊の制限等について定めるものである。

#### 2 船舶及び錨地の定義

##### (1) 危険物積載船

危険物積載船とは、港則法に定める危険物を積載している船舶をいう。

なお、引火性又は爆発性の蒸気を有する危険物を積載していた船舶で、当該危険物を荷卸し後ガス検知を行い、火災又は爆発のおそれがないことを船長が確認していない船舶は危険物積載船とみなす。

##### (2) 油送船

油送船とは、貨物積載のためのタンク構造を有する船舶であって、引火性の液体及びガス、石油類等を運搬する船舶のうち危険物積載船以外の船舶をいう。

##### (3) 各種船舶

各種船舶とは、危険物を積載した船舶以外の船舶をいう。

(4) 指定錨地

指定錨地とは、四日市港長が港則法第5条第3項及び第22条の規定により船舶に対して指定する停泊場所のうち、港内交通の安全及び港内の整頓を考慮し設定する錨地（別表1に掲げる「3E、3W、A、B、D」の各錨地）をいう。

(5) 推薦錨地

推薦錨地とは、四日市港長が四日市港に出入りする船舶の航行の安全を考慮し、港域外において停泊する船舶の停泊場所として推薦する錨地（別表1に掲げる「C、E、F」の各錨地）をいう。

(6) その他の錨地

その他の錨地とは、指定錨地及び推薦錨地以外の港域のうち別表2に掲げる海域を除いた海域をいう。

### 3 停泊の制限

- (1) 3E錨地又は3W錨地においては、原則として、四日市港に所在する係留施設での荷役待ち及び荷役後の出港待ちの船舶の停泊に限定するほか次のとおりとする。

ア 3E錨地

- (ア) 停泊隻数は、海上平穏時において最大15隻とする。
- (イ) 連続しての停泊は、5日以内とする。

イ 3W錨地

- (ア) 停泊隻数は、海上平穏時において最大7隻とする。
- (イ) 連続しての停泊は、48時間以内とする。

- (2) 3E・3W以外の指定錨地、推薦錨地及びその他の錨地においては、原則として、四日市港に所在する係留施設での荷役待ち及び荷役後の出港待ちの船舶の停泊に限定するほか次のとおりとする。

ア 連続しての停泊は、原則として5日以内とする。

イ 止むを得ない事情により5日を超えて長期錨泊する場合は、錨泊中の保船・連絡体制等の安全対策を講じるとともに、次項の手続きを執るものとする。

- (3) 停泊期間の算定にあたっては、転錨した場合にあっても通算するものとする。
- (4) 別表2に掲げる海域においては、錨泊を自粛すること。

#### 4 停泊場所の申請及び指定等

- (1) 指定錨地に停泊を希望する船舶は、別表に掲げる錨地区分に従い、所定の様式により四日市港長に停泊場所指定願を申請し指定を受けるものとする。
- (2) 推薦錨地に停泊を希望する船舶は、別表に掲げる錨地区分に従い、(1)記載の様式において、願の上部に(届)を書き加えることにより四日市港長に届け出るものとする。
- (3) 3 E、3 W錨地の申請にあつては、30 分単位で整合した時刻を記載して申請するものとする。
- (4) 5 日を超えて長期錨泊する場合
  - ア 3 E・3 W以外の指定錨地の場合は、停泊場所指定願に、措置する安全対策を添付のうえ申請し指定を受けるものとする。
  - イ 推薦錨地の場合は、停泊場所指定届に、措置する安全対策を添付のうえ届け出るものとする。
  - ウ その他の錨地については、錨泊位置、措置する安全対策を記した書面を四日市港長に届け出るものとする。
  - エ 移動許可を受けて転錨し、港内錨泊を継続する場合については、措置する安全対策等の届出は別途必要ないものとする。

#### 附 則

平成21年 2月17日 一部改正

平成22年11月25日 一部改正

## 四日市港における停泊基準

## 【指定錨地】

| 錨地  | 区 域 又 は 場 所                                                                                                                                   | 対 象 船 舶                                        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 3 E | 四日市港東防波堤北灯台から 101 度 1,170 メートルの地点まで引いた線、同地点から 207 度 20 分 1,870 メートルの地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤南灯台まで引いた線及び四日市港東防波堤により 囲まれた海面                       | 総トン数 3,000 トン未満又は重量トン数 5,000 トン未満の危険物積載船及び各種船舶 |
| 3 W | 四日市港東防波堤南灯台から 285 度 200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 334 度 1,080 メートルの地点まで引いた線、同地点から 17 度 520 メートルの地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤北西端まで引いた線及び四日市港東防波堤により 囲まれた海面 | 総トン数 1,000 トン未満の危険物積載船及び各種船舶                   |
| A   | 四日市港防波堤灯台から 54 度 2.7 海里の地点（半径 500 メートルの円内）                                                                                                    | 霞ヶ浦北埠頭・南埠頭着岸船（コンテナ船、自動車運搬船、石炭専用運搬船等）           |
| B   | 四日市港防波堤灯台から 108 度 0.9 海里の地点（半径 500 メートルの円内）                                                                                                   | U1、U9、SD、SE 栈橋に着積する危険物積載船及び油送船                 |
| D   | 四日市港防波堤灯台から 140 度 2.5 海里の地点（半径 600 メートルの円内）                                                                                                   | 同 上                                            |

## 【推薦錨地】

| 錨地 | 区 域 又 は 場 所                                 | 対 象 船 舶                       |
|----|---------------------------------------------|-------------------------------|
| C  | 四日市港防波堤灯台から 119 度 3.0 海里の地点（半径 600 メートルの円内） | コスモ石油シーバースに着離標する危険物積載船及び油送船   |
| E  | 四日市港防波堤灯台から 133 度 3.3 海里の地点（半径 600 メートルの円内） | 昭和四日市石油シーバースに着離標する危険物積載船及び油送船 |
| F  | 四日市港防波堤灯台から 156 度 3.2 海里の地点（半径 600 メートルの円内） | 修繕船、タンククリーニング船                |

## 四日市港における錨泊自粛区域

| 番 号 | 区 域                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Y-1 | 四日市港第1航路の東側出入り口から沖合いに幅300メートルで1,500メートルまで延長した水域                                                                |
| Y-2 | 四日市港第2航路の東側出入り口から沖合いに幅400メートルで1,500メートルまで延長した水域                                                                |
| Y-3 | 四日市港第3航路第2号灯標から130度に引いた線とY-4水域が交わる地点、同航路第2号灯標、同航路第1号灯標、同航路第1号灯標から146度に引いた線とY-4水域が交わる地点を順次結んだ線とY-4水域の境界線で囲まれる水域 |
| Y-4 | 四日市港第3航路沖灯浮標を中心とする半径0.4海里（740.8m）の円内水域                                                                         |
| Y-5 | 四日市港第3航路沖灯浮標と伊勢湾シーバース北端から270度1,250メートルの地点を結ぶ線とY-4水域が交わる地点を結ぶ幅500メートルの水域                                        |
| Y-6 | コスモ石油シーバースを中心とする半径1,000メートルの円内水域（着標船がある場合のみ）                                                                   |
| Y-7 | 昭和四日市石油シーバースを中心とする半径1,000メートルの円内水域（着標船がある場合のみ）                                                                 |

